

令和 7 年第 1 回湧別町議会

定例会会議録

令和 7 年第 1 回湧別町議会定例会会議（第 1 日）

令和 7 年 3 月 5 日湧別町議会議場に招集された。

1 応招議員は次のとおりである。

1 番 関 野 一 良	2 番 高 田 映 二	3 番 加 藤 政 弘
4 番 村 川 勝 彦	5 番 下 田 英 人	6 番 酒 井 純 一
8 番 小 形 秀 和	9 番 檜 山 洋 一	10 番 脇 坂 敏 夫
11 番 村 田 一 志		

2 不応招議員

なし。

3 出席議員は次のとおりである。

1 番 関 野 一 良	2 番 高 田 映 二	3 番 加 藤 政 弘
4 番 村 川 勝 彦	5 番 下 田 英 人	6 番 酒 井 純 一
8 番 小 形 秀 和	9 番 檜 山 洋 一	10 番 脇 坂 敏 夫
11 番 村 田 一 志		

4 欠席議員

なし。

5 地方自治法第 121 条の規定により議案の説明のため出席を求めた者及び説明の委任を受けて本会議に出席する者は、次のとおりである。

町長 刈田智之、副町長 因洋史、総務課長 坂本雄仁、総務課参事 中川友広、企画財政課長 井上道也、企画財政課未来づくり担当課長 斉藤健悟、住民税務課長 細川徳之、農政課長 宮本則幸、農政課参事 山川渉、商工観光課長 大口貢、建設課長 北林孝之、建設課参事 細川聡、会計管理者 松下一彦、出納課長 松下一彦、水道課長 出口幹敏、水道課参事 細川聡、福祉課長 前野和憲、健康こども課長 大塚幸夫、健康こども課児童支援担当課長 牧村宣幸、健康こども課参事 兼田稚子、水産林務課長 青山賢治、水産林務課町有林管理担当課長 田中千嘉伸、総務課総務グループ主幹 穴戸和幸、総務課広報・自治会グループ主幹 渡辺武文、総務課情報防災グループ主幹 宮坂達也、企画財政課未来づくりグループ主幹 渡辺政行、住民税務課住民生活グループ主幹 西堀真琴、住民税務課税務グループ主幹 岩瀬昌幸、住民税務課税務グループ主幹 坂田佳樹、農政課農政グループ主幹 竹中寿、商工観光課商工観光グループ主幹 鹿野峰志、商工観光課商工観光グループ主幹 稲田宏司、建設課管理グループ主幹 藤直樹、

建設課管理グループ主幹 宇佐美大我、福祉課湧別庁舎窓口グループ主幹 松浦稔智、福祉課福祉グループ主幹 鈴木俊一、福祉課高齢介護グループ主幹 秋葉国宏、福祉課高齢介護グループ主幹 大西美樹、健康こども課健康相談グループ主幹 杉森伸一、健康こども課子育て相談グループ主幹 杉森伸一、企画財政課財政グループ主査 峯田実、教育委員会教育長 阿部勉、教育総務課長 佐藤美貴、教育総務課参事 澁谷順、教育総務課給食センター所長 根子敏男、社会教育課長 西海谷巧、社会教育課参事 中島一之、教育総務課教育管理グループ主幹 大西久践、教育総務課学校教育グループ主幹 大西久践、社会教育課社会教育グループ主幹 藤本祐司、社会教育課図書館長 中島一之、社会教育課ふるさと館 J R Y 館長 中島一之、農業委員会会長 吉村智之、農業委員会事務局長 吉松智弘、代表監査委員 水野豊、監査委員事務局長 近藤康弘、監査委員事務局次長 藪悟志、選挙管理委員会委員長 森谷重俊、選挙管理委員会事務局長 坂本雄仁、選挙管理委員会事務局次長 宍戸和幸

6 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長 近藤康弘、事務局次長 藪悟志

会 議 に 付 し た 事 件

別 紙 日 程 表 に 記 載 の と お り

令和 7 年第 1 回湧別町議会定例会

議事日程（第 1 日）

令和 7 年 3 月 5 日

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		諸般の報告
日程第 4		行政報告
日程第 5	報告第 1 号	専決処分の報告について
日程第 6	議案第 1 号	令和 6 年度湧別町一般会計補正予算
日程第 7	議案第 2 号	令和 6 年度湧別町国民健康保険特別会計補正予算
日程第 8	議案第 3 号	令和 6 年度湧別町後期高齢者医療特別会計補正予算
日程第 9	議案第 4 号	令和 6 年度湧別町介護保険特別会計補正予算
日程第 10	議案第 5 号	令和 6 年度湧別町水道事業会計補正予算
日程第 11	議案第 6 号	令和 6 年度湧別町簡易水道事業会計補正予算
日程第 12	議案第 7 号	令和 6 年度湧別町下水道事業会計補正予算
日程第 13		令和 7 年度町政執行方針
日程第 14		令和 7 年度教育行政執行方針
日程第 15	議案第 8 号	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第 16	議案第 9 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第 17	議案第 10 号	督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第 18	議案第 11 号	湧別町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第 19	議案第 12 号	湧別町保育所条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 20	議案第 13 号	湧別町立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 21	議案第 14 号	湧別町職員の旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 22	議案第 15 号	湧別町学校給食センター条例の一部を改正する条

		例の制定について
日程第 2 3	議案第 1 6 号	湧別町寿の家及び福祉の家条例及び湧別町地区会館条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 4	議案第 1 7 号	湧別町営バス運行条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 5	議案第 1 8 号	湧別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 6	議案第 1 9 号	湧別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 7	議案第 2 0 号	湧別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 8	議案第 2 1 号	湧別町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 9	議案第 2 2 号	湧別町過疎地域持続的発展計画の変更について
日程第 3 0	議案第 2 3 号	新町まちづくりビジョン（新町基本計画）の変更について
日程第 3 1	議案第 2 4 号	町道の路線認定について
日程第 3 2	議案第 2 5 号	町道の路線変更について

開 会 宣 告（１０：００）

○議 長 ただいまの出席議員は10名でございます。

これより令和７年第１回湧別町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程でございますが、皆様のお手元に配付してあります日程により会議を進めたいと思いますので、よろしくご協力をお願いいたします。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、３番、加藤君、４番、村川君を指名いたします。

日程第２、会期の決定を議題といたします。

去る３月３日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長よりその結果の報告を願います。

６番、酒井君。

（議会運営委員長結果報告）

○議 長 議会運営委員長の報告のとおり、会期は本日から３月13日までの９日間とすることにご異議ありませんか。

○全 員 （異 議 な し）

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から３月13日までの９日間とすることに決定いたしました。

日程第３、これから諸般の報告をいたします。

事務局長をして報告いたさせます。

局長。

○議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。

今定例会に提出されております案件は、町長提出といたしましては報告１件、条例14件、予算14件、人事４件、その他５件であります。

また、議会側といたしましては、請願１件、発議１件、意見書案２件、承認２件であります。

次に、議案等説明員の関係でありますが、今定例会に議案等説明のため出席を求めた執行者と執行者の委任を受けて出席する職員は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。

次に、監査委員から12月分及び１月分の例月出納検査について異常がない旨、議長に報告書が提出されております。

次に、去る１月10日の令和７年第１回町議会臨時会終了後から本日までの議会及び委員会活動等についてご報告いたします。

１月10日、中湧別中町、食事処親爺において湧別町商工会新年交礼会が開催

され、これに議長が出席いたしております。

1月12日、文化センターさざ波において20歳の集いが举行され、これに議長及び各議員が出席いたしております。

1月23日、総務厚生常任委員会が開催されました。

1月31日、議会広報編集特別委員会が開催されました。

2月3日、遠軽町においてオホーツク町村議会議長会定期総会が開催され、これに議長が出席いたしております。

2月10日、議会全員協議会が開催されました。

2月11日、上湧別神社において建国記念祭が举行され、これに議長が出席いたしております。

2月13日、総務厚生常任委員会が開催されました。

2月14日、産業文教常任委員会が開催されました。

2月19日、総務厚生常任委員会が開催されました。

2月23日、文化センターTOMにおいて湧別原野オホーツククロスカントリースキー大会表彰式が行われ、これに議長が出席いたしております。

2月28日、遠軽町において遠軽地区広域組合議会定例会が開催され、これに議長及び関係議員が出席いたしております。

3月1日、北海道湧別高等学校において第70回卒業証書授与式が举行され、これに議長が出席いたしております。

3月2日、遠軽町において自衛隊入隊予定者壮行激励会が開催され、これに議長が出席いたしております。

3月3日、議会運営委員会が開催されました。

なお、本定例会におきまして広報作成のため随時写真撮影を行いますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長　これで諸般の報告を終わります。

日程第4、町長の行政報告を行います。

町長。

○町長　令和7年第1回湧別町議会定例会開会に当たり、議員の皆様には大変お忙しい中ご参集いただきまして、厚くお礼を申し上げます。前回の議会以降における行政上の諸課題についてご報告申し上げます。

1点目ですが、住民訴訟等についてであります。町内に居住する方より提訴されております2件の訴訟の状況についてご報告いたします。まず、1点目は、新庁舎等整備事業設計業務委託の予算について特別多数議決を経ないことが地方自治法に違反しているとして、特別多数議決として採決するまで同予算の執行差止めを求められた差止め請求事件の控訴審であります。1月28日に札幌高

等裁判所で第1回口頭弁論が行われ、当方からは代理人である佐々木総合法律事務所の下矢弁護士が出頭し、控訴の棄却を求めました。町の主張としては、第一審と同様の内容となりますが、1点目として原告は一住民の立場で差止めを主張しているにすぎず、原告自身の利益の侵害を主張しているものではないから原告適格はないこと、2点目として議決に基づいた予算執行は単なる行政作用にすぎず、行政処分ではないことから差止め訴えの対象とはならないこと、3点目として地方自治法第4条第3項で特別多数議決の対象としているものはあくまで条例の制定、改廃であって、予算議決は特別多数議決の対象にはならないことを主張いたしました。裁判長が原告と被告の双方に追加の陳述がないことを確認したため、全ての弁論を終結し、4月15日に判決が言い渡されることとなりました。

次に、2件目は、原告の方が取得した非木造家屋について平成17年度から令和6年度まで町に納付した固定資産税に過納付があるとして、損害賠償金8万8,000円の支払いを求められた損害賠償請求事件であります。2月20日に弁論準備手続が釧路地方裁判所北見支部で開かれ、当方からは代理人である佐々木総合法律事務所の下矢弁護士が出頭いたしました。原告からは、当初の損害賠償請求を訂正する申立てがあり、同期間に町に納付した固定資産税の過納付は39万2,800円であると改めた上で、これに対する年8.7%の延滞金分を合わせて損害賠償を拡張する求めがありました。これまでの争点は、当該固定資産の評価をいつの年度基準で行うのかということでありましたが、訴訟内容の訂正後は適正な時期での評価だったというこちらの主張を認めるものの、評価の際に乗じている調整率の適用箇所に過ちがあると新たに主張しているものであります。このため、改められた原告の請求を棄却することを求めて原告の主張に反論することとしております。裁判長からは、改めて争点の確認を行うとともに、4月21日を次回の弁論準備手続期日と指定されたところであります。

2点目は、湧別町自治推進委員会の答申についてであります。湧別町自治基本条例では、この条例をみんなで守り育て実効性を高めるため自治推進委員会を設置し、4年を超えない期間ごとに点検し、見直しを行うことと規定されているため、令和4年9月8日に有識者と公募委員15名で組織する湧別町自治推進委員会に対して諮問したところであります。委員会では、各条文の検証だけでなく、自治基本条例に基づいた町の取組内容についても検証を行い、本年1月29日に答申をいただいております。答申では、条例見直しの必要性はありませんが、運用の改善に向けた提言をいただいたところであります。委員の皆様方には大変お忙しい中、約3年間で計10回にわたる委員会の中で熱心にご検討をいただきましたことに対しまして改めて感謝とお礼を申し上げます。

なお、委員会からの答申書につきましては、議員各位に事前に配付させていただいておりますので、お目通しをいただければと思います。

3点目は、死亡交通事故の発生についてであります。令和7年1月30日午前8時過ぎ、湧別町芭露内の道道においてトラックと乗用車が衝突し、乗用車を運転していた40代の男性が亡くなる大変痛ましい交通事故が発生いたしました。亡くなられた方のご冥福を心よりお祈り申し上げます。この事故により本町の交通事故死ゼロの日は188日で中断し、新たに300日の目標を立てて交通安全運動に取り組むことといたしました。今回のような悲惨な交通事故をなくするため、町民の皆さんや関係機関、団体の方々と引き続き交通安全の推進に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

4点目は、寄附の採納についてであります。去る1月15日にホクレン農業協同組合連合会代表理事会長、篠原末治様より湧別町まち・ひと・しごと創生推進事業に活用させていただく企業版ふるさと納税として100万円のご寄附の申出をいただき、2月17日にありがたく受納させていただきました。この場をお借りしましてご寄附を賜りましたホクレン農業協同組合連合会様に厚くお礼を申し上げますとともに、お寄せいただきました貴重な浄財はご意向に沿って有効に活用させていただきたいと存じます。

5点目は、第39回湧別原野オホーツククロスカントリースキー大会についてであります。去る2月23日、第39回湧別原野オホーツククロスカントリースキー大会を開催いたしました。本大会には国内最長の湧別原野80キロコースを含む個人6種目と5人で95キロを走りつなぐスキー駅伝の部があり、合計734名の申込みがありました。しかしながら、今冬は例年を下回る降雪量となり、遠軽地区のスタート地点である白滝から遠軽までのコース造成が困難となり、1月31日に開催したクロスカントリースキー大会実行委員会の臨時総会において、昨年に引き続き遠軽東球場から湧別町ゴールまでの湧別コースをメインとする形で実施することを決定いたしました。大会開催に向け準備を進める中、2月に入りますと平年より高めの気温が続きましたが、コース整備に必要となるまとまった降雪もあり、無事に大会を迎えることができました。大会当日は、天候にも恵まれ、日差しも差し込む中、特設コースをスタートした選手たちは雄大な湧別原野を駆け抜け、ゴールを目指しました。大会結果は、出場者数561名に対し完走者数は553名で、完走率は98.57%となりました。コース変更という状況の中でも参加いただいた選手の皆様は、豊かな自然を堪能し、地元ボランティアの皆様との交流を楽しみにしながら、充実した表情でゴールされました。最後になりますが、大会開催に当たりご支援を賜りました町民の皆様、関係機関の皆様に心より感謝を申し上げます。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長 これでは行政報告は終わりました。

日程第5、報告第1号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいただきます。

局長。

○議会事務局長 報告第1号 専決処分の報告について。

○議長 提案者の説明を求めます。

副町長。

(副町長提案理由説明)

○議長 本報告の質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑を終わります。

以上をもって本報告を終わります。

日程第6、議案第1号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいただきます。

局長。

○議会事務局長 議案第1号 令和6年度湧別町一般会計補正予算。

○議長 提案者の説明を求めます。

企画財政課長。

(企画財政課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

9番、檜山君。

○9番 質疑の前に一言申し上げたいと思いますが、このたびの補正予算を見ますと、今までの補正と違いまして不用額の精査など多くの科目で行われているなと思っており、決算審査での意見が反映されているものかなと思って評価をしているところであります。その努力に感謝をしているところです。その上で何点か質問をさせていただきます。

まず、34ページ、物価高騰の重点支援給付金1,432万円の減で伺います。この給付金、この内容は1世帯に10万円を給付すると、さらに子育て加算を給付するという内容で、300世帯が対象でありました。それが今の説明を聞きますと160世帯になりましたというようなことで、これについては対象者の把握誤りというか、そういうことがあったのか、この内容についてもう少し詳しく教えていただきたいなというふうに思います。

それから、同じく34ページの定額減税の補足給付金3,020万円の減についてですが、これは減額をし切れなかったものへの対応だというふうに理解をしておりました。それで、所得税の分が3,100人ですか、そして住民税の分が250人というような予算内容だったと思いますが、これらについても対象者の把握

の誤りがあったのか、その辺減額が多額になっていますので、何が原因だったのか教えていただきたいというふうに存じます。

それから、42ページ、新型コロナウイルスワクチンの接種に関することで伺います。1,100万ほどの減額補正ということで、執行率を計算してみますと28%で、低受診だったのかなと思っています。そういうことで、何が原因でこんなに低くなっているのかなというところで、何か思い当たることがありましたら教えていただきたいなというふうに思います。

それから、48ページの町有林事業で伺います。町有林事業で3,091万8,000円の減ですが、これは間伐等を中止したよということでありますが、これらについては今後の施業計画に基づく執行に支障がないのかお伺いをいたします。

以上です。

○議長 福祉課長。

○福祉課長 檜山議員の物価高騰対応重点支援の給付金の残、それと定額減税補足給付金の残の理由について答弁させていただきます。

まず、物価高騰対応重点支援給付金につきましては、給付金の対象者につきましては本年度新たに住民税非課税となる世帯と住民税均等割のみ課税となる世帯に対しまして1世帯当たり10万円の給付金を支給するものでございまして、これらの世帯のうち18歳以下の子育て世帯に対しましては1人当たり5万円の給付金を加算するものでございます。当初対象世帯を非課税世帯と均等割のみ課税世帯の300世帯で、1世帯当たり10万円ですので、3,000万円、子供加算にあっては30人分の150万の合計3,150万円を見込み、予算措置してございましたが、実際に支給した非課税世帯と均等割のみ課税世帯の支給実績が167世帯1,663万円、子供加算にあっては11人分の55万円の支給実績、合わせまして支給実績が1,718万円、不用額が1,432万円となって今回補正とさせていただいたものでございます。

執行残が多くなってしまった理由といたしましては、補正予算の計上時におきまして課税状況が確定していなかったことですか、令和6年1月2日以降の転入世帯にありましては本町では課税状況ですか扶養状況が、こういった部分分からなかったことから、予算計上時には不足することがないように余裕を持って予算措置をさせていただいたものでございます。また、給付単価につきましても1世帯当たり10万円ということで多額であったことも要因となりまして、今回執行残が多くなったことによるものでございます。

続きまして、定額減税補足給付金でございますけれども、当初給付金の算定対象となる人数を3,350人、そのうち給付金の受給見込み対象者、いわゆる納税義務者になりますけれども、こちらを1,860人分の7,600万円で予算計上してございました。支給実績につきましては、実際に納税義務者に支給したわけでござ

ございますけれども、給付金を支給した義務者につきましては1,203人で、こちらで予算と比較しますと657人の減、金額にしますと4,580万円の支給実績によりまして今回不用となる3,020万円を減額させていただいてございます。

この多くの執行残が出てしまった理由といたしましては、今回初めてとなります定額減税の補足給付ということでございまして、補正予算の計上時におきまして定額減税の対象となるものの人数が出ておらず、また所得などが確定していない中で今回見込みで推計させていただきまして、さらには1世帯当たりの給付額につきましてもそれぞれの世帯の減税額によって異なることから、予算計上時におきましては不足することがないようある程度の余裕を持って予算措置したことによりまして今回執行残が多く出てしまったということになってございますので、その点ご理解のほうをお願いいたします。

○議 長 健康こども課長。

○健康こども課長 ただいま檜山議員からご質問のございました新型コロナウイルスワクチンに要する経費の中の予防接種委託料1,130万3,000円につきましてご答弁をさせていただきます。

まず、現行予算でございますが、新型コロナウイルスワクチンの接種に係る医療機関に支払う予防接種委託料としまして、1,270件で1,568万1,000円の補正予算を計上させていただいたところでございます。接種件数の内訳でございますが、65歳以上の高齢者及び60歳から64歳までの一定の基礎疾患を有する方が1,250人、生活保護受給者が20人と見込みまして、合わせまして1,270人分で1,568万1,000円の予算となっております。

接種の実績見込みでございますが、今年の2月末時点で接種済者が94人で、委託料の実績が112万8,000円で、今後の接種見込み人数を257人で接種委託料を324万9,000円と見込みまして、これらを合わせますと令和6年度の実績見込み人数が351人で、委託料の総額が437万8,000円となることから、執行残といたしまして今回1,130万3,000円の減額補正を行ってございます。また、歳入につきましても歳出の減額に伴いまして762万8,000円の減額補正をさせていただいてございます。

次に、ご質問のございました接種人数が減少した理由でございます。令和6年度の新型コロナワクチンの接種につきましては、個人の重症化予防により重症者を減らすことを目的としておりまして、予防接種法上のB類疾病として法に基づく定期接種として実施されてございます。B類疾病の定期接種につきましては、新型コロナのほかインフルエンザ、あと高齢者の肺炎球菌についても指定がなされている状況となっております。新型コロナワクチンの接種につきましては、令和5年度までは国が全額負担することにより国民は無料で新型コロナワクチンの接種を行うことができてございました。しかし、令和6年度

以降につきましては、新型コロナがB類疾病に変わったことによりまして、国の一部助成や町の助成額4,000円があったとしても接種者の自己負担が3,000円となっております。この自己負担が発生したことが接種者減少の一番の要因ではないかと考えております。

このほかに、以前は町が接種日を指定いたしまして、町が実施主体となり、文化センターTOMにおきまして集団接種を行っていましたが、これが今年度からはインフルエンザワクチン接種と同様に自らが医療機関に接種予約の申込みをして、その後に医療機関に出向いて個別接種となったこともありまして、面倒になった方もおられるのではないかとというふうに考えてございます。また、以前はコロナに罹患しますと重症化が死に至るケースもありまして、ワクチン接種の必要性を多くの方が強く感じていたものと思われそうですが、最近の症状としては発症から1週間もしますと正常な状態に戻られる方も多くおりまして、ワクチン接種による副作用などを考えますと、あえて新型コロナワクチンを打たなくても大丈夫だと考えられる方もおられるのではないかとというふうに思われます。さらに、新型コロナに罹患した方は、ある程度の期間抗体が得られるため、その方々も当面の間は新型コロナワクチンの接種はしなくても大丈夫だと思っておられるのではないかとというふうに考えます。これら多くの要因によりまして、令和6年度のコロナワクチンを接種する方が予想以上に大幅に減った要因ではないかと担当課としては考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議 長 町有林管理担当課長。

○水産林務課町有林管理担当課長 檜山議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

間伐をやめた理由といたしまして、当初は予算で2か所40.24ヘクタールを予定しておりましたが、1か所22.76ヘクタールを取りやめ、実施したのは17.48ヘクタールでございます。やめた理由といたしましては、造林地において一昨年から昨年にかけて春までに雨が少なく、植栽した苗木が枯れたり、ネズミによる食害が発生しており、造林面積が増えたことと苗木が不足したことにより春造林ができなく、秋に事業が集中したことにより、町が発注予定していた秋事業が2か所を予定していたのが困難であるとのことで1か所に変更となったことから面積が減っております。

やめたことによって計画に支障はないのかということですが、そのやめた箇所については令和7年度で予定しておりますので、問題はないかと思います。

以上であります。

○議 長 9番、檜山君。

○ 9 番 物価高騰の関係であります。そうすると1世帯10万で、今聞くと167世帯ですか、ぐらいがもらっているのですけれども、住民がもらっていないという方はいらっしゃるというか、そういうような理解で、対象者はもらえているのですよということの理解でよろしいのでしょうか。その確認をひとつしたいと思います。

あと、そのほかの部分については了解をいたしました。

○ 議 長 福祉課長。

○ 福祉課長 檜山議員の物価高騰の給付金の辞退した世帯があるのかという部分でございます。物価高騰の給付金につきましては、非課税世帯、それと均等割のみ課税世帯、それと子育て部分ということで子供加算の部分の給付金対象者となってございまして、非課税世帯につきましては支給対象者が123世帯、うち支給しました世帯数につきましては115世帯、8世帯分が支給していないということになります。これにつきましては、基本的には本人に確認書というものを申請書類を送りまして、その返送に基づいて給付金を支給するという部分の関係で、8件分が返送していただけなかったということでございまして、この部分が支給していない部分になってございます。

あと、均等割課税世帯につきましては、全件支給させていただいておりまして、子育て加算につきましてもこちらも全件支給という形になってございます。

以上でございます。

○ 議 長 3番、加藤君。

○ 3 番 5点ほど質問させていただきたいと思います。

まず最初に、歳入の14ページのふるさと応援寄附金の1億円の減額です。当初予算が2億円の1億円ですから、相当規模の減額ということなのですが、この理由をお聞きしたいと思っております。

次に、歳出の24ページ、下段の地域おこし活動業務委託料171万3,000円の減のゼロということになっているのですが、これはどういった理由でこういうふうになったのかお聞かせ願いたいと思います。

それから、3点目の26ページになります。中段ほどの公設塾支援業務委託料100万円の減額でゼロということなのですが、先ほどの説明では大学等の講師謝礼、これに当てたので、減額になったということなのですが、この業務自体が予定では10月に公設塾開設という話をお聞きしているのですが、そこら辺の実態をお聞かせ願いたいと思います。

それから、38ページになります。38ページの上から2段目の補助金、私立認定こども園運営補助金、先ほどの説明で障害児の関係で減になったというふうにお聞きしたのですが、ここら辺の状況を詳しくお聞かせ願いたいと思います。

それから、5点目になります。5点目の上段の畜産・酪農収益強化整備特別

対策事業の全額減額のゼロということなのですが、これは歳入もゼロにしている、1件取下げになったということなのですが、その取下げの理由がどういふような状況でなったのかお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長 長 暫時休憩いたします。

休 憩 宣 告（１１：１３）

再 開 宣 告（１１：２０）

○議長 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第１号についての質疑を続けます。

担当課長。

○企画財政課未来づくり担当課長 加藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

予算書14ページ、ふるさと応援基金１億円の減の関係であります。当初予算におきまして、企画財政課長説明のとおり、１万2,000件、寄附２億円ということで見込んでおりました。今回寄附5,000件の１億円に下方修正させていただきましての提案であります。まず、当初予算におきまして２億円と設定した部分につきましては、過去の寄附実績等も勘案して、令和６年度の寄附実績見込みが１億2,400万ということで捉えておりましたので、まずそこを２億円ということでの線引きをしたところであります。

次に、減額となりました大きな要因といたしましては、まず返礼品別に減が大きかった部分をご説明させていただきますと、令和５年と令和６年の４月、12月の同時期の比較によりまして大きく3,270万ほどの減が生じております。この理由といたしましては、殻つきカキの減少分でありまして、本町のこれは一番の返礼品の主力でありますけれども、この部分大きく落ち込んでおりました、寄附金額にいたしまして1,660万ほどの減額になっている部分があります。これは、理由といたしましてカキの生育不良によりまして11月、12月の段階で返礼品事業者さんが返礼品を取り下げたという部分もございますし、市場価格が上がったということで、ふるさと納税に出さずに市場のほうに出荷したということが大きな要因でないかというふうに捉えております。

次に、貝つきホタテの関係につきましても1,000万近く減額になっておりまして、これは一昨年の中国のＡＬＰＳ水放出に伴います禁輸措置の反動がありまして、その部分が応援されたという部分もあって、その反動があったのではないかというふうに思っております。

次に、本町の寄附金額自体を昨年10月に寄附経費の減額化という部分で見直しを行いました。そこで従来寄附額に対しましての返礼品率が30%ということで設定しておりましたけれども、この経費率の減額によりまして21%に下げた、

下げざるを得なかったということによりまして、お徳感といいますか、そういったところで寄附額が上がったという部分でリピーターが変更になったというようなことが主な原因として考えられるというふうに考えております。

以上のことから、今回予算に対しての1億円の減額ということでのご提案でございます。

続きまして、24ページになりますが、地域おこし協力隊の活動業務の委託料の関係であります。この関係、当初予算におきまして171万3,000円ということで計上させていただきました。この内容につきましては、これまで企画財政課で勤務をしておりました協力隊員が会計年度任用職員から10月をもって個人委託型の協力隊に身分を替えて、独立を目指すということで当初予定をしておりました。しかしながら、この方妊娠が分かりまして、引き続き会計年度任用職員で3月まで勤めていただいて、卒業していただいてというようなことで、委託料ではなくて給与費のほうに振り替わったということでもありますので、ご理解をいただきたいということでもあります。

続きまして、26ページの公設塾の支援業務の関係であります。この業務につきましては、湧別高校の公設塾の開設に向けた委託ということでございました。先ほど企画財政課長の説明にもありましたように、当初はこの委託業務の中で塾の開設内容ですとかコンセプトだとかという部分を業者委託によって決めていこうという内容でありましたけれども、その1つ上の大学等講師謝礼の中で対応しております。これは、湧別高校の魅力化会議というものが 있습니다。その中で、外部アドバイザーさんが紹介していただいた教育系の高校魅力化スタッフに関わった経験豊富な方をその会議に招聘した部分で講師謝礼というところで執行したものですから、公設塾のこちらの委託料には予算は使用していないという部分であります。

また、公設塾の実態でありまして、10月開設というお話でありましたけれども、この部分については令和7年の10月の開設に向けて現在準備を進めている状況でありまして、また新年度予算においてもこの関係の予算計上させていただくということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長 児童支援担当課長。

○健康こども課児童支援担当課長 加藤議員の子ども・子育て支援事業に要する経費、資料38ページの私立認定こども園運営費補助金400万円の減額に関するご質問でございます。

内容といたしましては、私立認定こども園、町内の認定こども園みのりさんが障害児保育を実施した場合に、その障害児保育の保育対象に認定こども園みのりさんが専門の保育士さんを1人配置した場合に、その人件費分を町が補助するという部分で200万円、あと単純に収支不足が生じた場合に200万円という

ことで予算を見ておりましたけれども、それぞれ必要がなくなったということで減額をさせていただいているものでございます。

障害児保育につきましては、対象の障害者に対して認定こども園が今言ったとおり担当の保育士を配置した場合に、その人件費等に対し町が補助するものでございまして、認定こども園みのりさんのほうで全く配慮が必要な児童さんとかがいけないということではなくて、実際の現場においては配慮が必要なお子さんに対しては、副担任であるとかチーム保育加算だとか国の交付金の対象となる職員が配置されていることから、町単独事業が必要な対象の保育士が配置されていないことから、今回減額となったことでございます。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議 長 農政課長。

○農政課長 議案46ページになります。畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金2,695万円の減額ですが、この事業の概要はバンカーサイロ等建設する際に、補助対象事業費の2分の1以内を国のほうで補助するもので、間接補助のものであります。このたびここのバンカーサイロの建設を望んでおりました取組主体である酪農法人の方の要望により申請をしていたのですが、途中で離農者の方からのバンカーサイロの資材が手に入ったから、あとは自己資金でやりたいため取り下げていただきたいという要望があり、その話から取り下げたものであります。

以上で説明を終わります。

○議 長 4番、村川君。

○4 番 1点だけ聞きたいと思います。

予算資料の50ページの水産振興に要する経費の中の12の委託料の関係なのですが、藻場造成プロジェクト業務委託料についてですが、これ海の環境をよくするためにというようなことで始めた事業だというふうに認識していますが、内容がよく分からないので、こういう内容だというものの説明と進捗状況について伺いしたいというふうに思います。

○議 長 水産林務課長。

○水産林務課長 ただいまの村川議員のご質問でございます。

補正予算資料50ページの藻場造成プロジェクトの関係のご質問でございます。事業内容につきましては、藻場といいますのは昆布、またはアマモ等海藻の種類、それが沿岸域から減少しているという磯焼けと言われる部分がありまして、最近そのような現象が温暖化の影響により増えているということでございまして、本町におきましてもそのようなことがあるかどうかの調査もこの事業の中で実施いたしまして、また昆布等につきましては二酸化炭素の吸収量が多いということもございまして、地球温暖化対策の部分といたしましても昆布、

またはアマモの繁茂が非常に重要になってくる部分でございます。また、魚類の寄りつきという部分につきましてもこのような昆布等は非常に有効と言われておりますので、そのような状況につきましても調査をしている部分でございます。

現在人工的に昆布、またアマモを繁茂させることが可能かということで実証事業を行っております。関係機関、網走水産試験場等の協力をいただきまして、室内による水槽実験を行っております。バイオマス発電所から排出される消化液を活用した中で、昆布等に栄養を与えることでどれぐらいの効果があるかということを実証試験を実施しております。その中では、濃度等の調整は必要でございますが、消化液の活用は有効であるということで実験結果が出ております。そのようなことを踏まえまして、実際に湧別漁港付近で海洋実験を行う予定でございましたが、このたび種苗糸、利尻町から提供を受ける予定でございました利尻昆布の種苗糸が機械のトラブルによりまして手に入らないという状況にございましたので、湧別漁港周辺で今年度実施予定でございました実証試験を翌年度に実施することによりまして、今回減額補正をさせていただくものでございます。

以上でご説明とさせていただきます。

○議長 長 4番、村川君。

○4番 サロマ湖内もかなり汚染されているというような状況もありますので、こういう実験をどんどん進めて、今回の減額は事情があってやれなかったということなのですけれども、これは本当に多少の大きな予算かかってもやっぱり前向きに進めていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長 長 水産林務課長。

○水産林務課長 ありがとうございます。ただいまの村川議員さんのご意見でございます。我々も藻場につきましては、バイオマス発電所から排出される消化液を有効活用しながら藻場も繁茂させていく水畜連携の取組が非常に重要なのかなというふうに感じておりますので、引き続きこの事業につきましては推進していきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 長 ほかに質疑ございませんか。

○全員 (なし)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご

異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第 7、議案第 2 号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第 2 号 令和 6 年度湧別町国民健康保険特別会計補正予算。

○議 長 提案者の説明を求めます。

健康こども課長。

(健康こども課長提案理由説明)

○議 長 これから質疑を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第 8、議案第 3 号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第 3 号 令和 6 年度湧別町後期高齢者医療特別会計補正予算。

○議 長 提案者の説明を求めます。

健康こども課長。

(健康こども課長提案理由説明)

○議 長 これから質疑を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご

異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第9、議案第4号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第4号 令和6年度湧別町介護保険特別会計補正予算。

○議 長 提案者の説明を求めます。

福祉課長。

(福祉課長提案理由説明)

○議 長 これから質疑を行います。

1番、関野君。

○1 番 14ページ、委託料の関係で80万になっておりますけれども、金額はよろしいです。湧別町全体で何件、私も3件の方から頼まれて第1通報者になっておりますけれども、湧別町全体で何件緊急通報システムが設置されているかだけ教えてください。

以上です。

○議 長 福祉課長。

○福祉課長 関野議員の緊急通報システムの町内の設置台数の件でございます。

本年1月末現在でございますけれども、町内で108台が設置されているという状況でございますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

○全 員 (な し)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休 憩 宣 告 (1 1 : 5 7)

再 開 宣 告 (1 3 : 0 0)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10、議案第5号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第5号 令和6年度湧別町水道事業会計補正予算。

○議長 提案者の説明を求めます。

水道課長。

(水道課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第11、議案第6号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第6号 令和6年度湧別町簡易水道事業会計補正予算。

○議長 提案者の説明を求めます。

水道課長。

(水道課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第12、議案第7号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第7号 令和6年度湧別町下水道事業会計補正予算。

○議長 提案者の説明を求めます。

水道課長。

(水道課長提案理由説明)

○議長 長 これから質疑を行います。

1番、関野君。

○1番 個別排水処理事業費の関係でございますけれども、先ほど総係費で補助金、水洗便所改造等補助金が100万マイナスになっておりますけれども、現在湧別町におきまして個人でますですか、設置している基数何件ぐらいあるのか、湧別と上湧別で。分かりますか。

それと、水洗を利用している個人どのぐらいおられるのか、下水道、水洗。個人のますとは別です。お願いします。それだけです。

○議長 長 水道課長。

○水道課長 関野議員のご質問にお答えいたします。

まず、浄化槽の設置基数からご説明します。現在ですけれども、547基の管理をしております。普通の公共下水道のほうに接続されている方につきましては、人口でいいますと4,604名が今対象人数というか、処理人数となつてございます。

以上です。

○議長 長 ほかに質疑ありませんか。

○全員 (なし)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第13、町長より令和7年度町政執行方針の申出がありますので、これを許します。

町長。

○町長 令和7年第1回湧別町議会定例会の開会に当たり、町政執行に臨む私の基本姿勢と、重点施策、主要事業の概要を申し上げ、町民の皆様、並び

に議員の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、令和3年11月に湧別町長として就任し、町政の重責を担わせていただくことになってから早くも3年3か月が経過し、残り任期は8か月余りとなりました。

これまで、町民の皆様や関係団体の温かいご支援並びに議員の皆様のご指導の下、多くの課題解決に誠心誠意取り組んでまいりました。

これからも、将来の湧別町のあるべき姿を思い描きながら、町民の皆様から寄せられた声にしっかりと耳を傾け、前例は参考にしつつも変化を恐れずに、「町民が安心して暮らせる持続可能な地域社会の実現」を目指してまいりたいと考えております。

我が国の経済情勢ですが、景気は、一部に足踏みが残るものの、穏やかに回復しているとされ、先行きについては、雇用・所得環境が改善するもとで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されるが、欧米における高い金利水準の継続や、中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れがリスクとなっており、物価上昇、アメリカの政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動などの影響に十分注意する必要がある、とされております。

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、消費の回復に向けた持続的・構造的賃上げのための取組に加えて、官民連携による投資の拡大、少子化対策・こども政策の抜本的強化などに引き続き取り組み、デフレからの完全脱却、そして経済の新たなステージへの移行へとつなげていくとしております。

地方行財政においては、引き続きデータとデジタル技術の活用、地域と共生した再エネルギー導入を推進するとともに、少子化対策・こども政策の抜本的強化、地方活性化及び交流の拡大のため、コンパクト・プラス・ネットワークの深化・発展に取り組み、また従前からの課題である防災・減災対策やインフラ施設の長寿命化といった様々な課題に対処していくことが求められております。

このような状況の中、限られた財源の有効活用を図りながら、行財政運営全般にわたり厳しく見直しを行うとともに、未来志向の中でスピード感を持って町民ニーズに応えられる町政運営を行ってまいりたいと考えております。

それでは、令和7年度において、重点施策として掲げました事項について申し上げます。

第1は、『中心市街地の活性化と、まちなか賑わいの創出』であります。

石破政権が掲げる「地方創生2.0」では、人口減少が続く地方を守り、若者・女性にも選ばれる地方、高齢者を含め誰もが安心して住み続けられる地方の構

築が基本的な考え方の一つであります。

さらに私は、まちづくり、地域の活性化において、外部の方々のお力は欠かせないものであり、非常に有益なものと考えております。

このため、昨年度に総務省・地域力創造アドバイザーを招聘し、町の中心である文化センターTOM周辺を一つのゾーンとして捉え、このゾーン全体の機能を向上させるため、にぎわいの創出や活性化策などについて、町民ワークショップを開催し検討してまいりました。

本年度は、引き続きエリアごとの具体的な整備方針のほか、空き校舎の活用などについても、町民の皆様と共に、議論してまいりたいと考えております。

さらに町民ワークショップや、団体からのニーズが高かったコインランドリー施設について、家事負担の軽減、旅行者への洗濯環境の提供、災害時における衛生環境の維持の観点から、官民連携により整備してまいります。

第2は、『子育てしやすいまちづくり』であります。

子育て支援については、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を拠点として、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるように、子育て環境のさらなる充実に努めてまいります。

また、新たに助産師を会計年度任用職員として採用し、妊産婦及び乳児期に、母乳相談など専門的なアドバイスやケアを身近に提供できる環境を整えてまいります。

幼児教育・保育については、老朽化した芭露保育所の改築工事に取り組んでまいります。

また、認定こども園みのりと湧別認定こども園、芭露保育所において、町内の子供たちが必要なときに教育・保育が受けられるように、保育料の完全無償化を継続してまいります。

また、母子手帳アプリを導入し、子供の予防接種や健康記録を電子化して利便性の向上を図るとともに、子育て世代の方々が、子育て情報を検索しやすくするため、現在の町ホームページを一部改修いたします。

第3は、『産学官連携と、関係・交流人口の拡大』であります。

産業間ネットワークについては、構成団体間の情報共有、ブランド化や6次産業化の推進、及び特産品PR事業に加え、昨年度から人と人をつなぐ事業として、団体や職域を超えた若者がつながる交流機会や、産業後継者を対象とした出会いの機会を提供しております。

本年度においても、産業及び地域の活性化を推進するため、引き続き構成団体と連携して取り組んでまいります。

昨年7月、株式会社上川大雪酒造との連携により、新篠津村産の酒米を使用した「日本酒・湧別」が完成し好評をいただいたところであり、新たな特産品

としての独自性や付加価値を生み出すため、サロマ湖内で海洋熟成の実証実験に取り組んでおり、本年7月で1年を迎えます。

町内酒販店で構成する団体では実証実験を踏まえ、新たな特産品として海洋熟成酒の商品化に取り組むこととしており、新酒の販売に加え、この団体の取組に対し支援してまいります。

また、昨年9月から湧別認定こども園にて、保育園留学の受入れをスタートさせ、これまでに5組の都会で暮らすご家族が利用され、大変好評をいただいております。

本年度から通年での受入れが可能となりますので、本町の豊かな自然の中での生活や、都会にはない開放感、チューリップなどの観光資源、安全で安心な食の魅力、充実した子育て支援策が見える化し発信するなど、家族ぐるみの長期的関係人口の創出に取り組んでまいります。

大学との連携については、昨年12月に小樽商科大学と包括連携協定を締結いたしました。大学との包括連携協定の締結は、北海道大学大学院教育学研究院に続き2例目であります。

両大学とは、まちづくりや地域の活性化、産業振興、教育及び文化・スポーツなどの各分野において、相互に連携・協力を図ってまいります。

さらに本町に住み、働きながら大学へ通うことができる「ユニバーサル・ユニバーシティ構想」を推進するため、小樽商科大学・サテライト教室の開設準備に取り組んでまいります。

第4は、『ゼロカーボンの推進』であります。

地球温暖化による気候変動は、避けて通ることができない喫緊の課題であり、国及び北海道の取組を踏まえ、本町は昨年、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指し「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた取組を推進していくことを宣言し、「地球温暖化対策実行計画・区域施策編」を策定いたしました。

この計画に基づき、本年度は文化センターTOMや湧別認定こども園などの照明LED化や、ブルーカーボンの生成に向けて、メタン発酵消化液を活用した藻場造成の実証試験に、引き続き取り組んでまいります。

また、バイオガスプラントから発生するエネルギーを有効活用するための事業性調査、二酸化炭素の吸収源である森林の管理体制の構築など、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組を推進してまいります。

第5は、『行政機能の集約化』であります。

令和4年3月の庁舎等検討委員会条例の制定から始まりました行政機能の集約化への取組については、はや3年の月日がたちます。

当初から、合併推進債の借入期限であります令和6年度末までに実施設計の契約完了を目指し取り進め、「庁舎等集約化基本構想」を令和5年7月に、「新

庁舎建設等基本計画」を令和6年5月にそれぞれ策定し、新庁舎建設等基本設計・実施設計の契約を令和6年12月に締結いたしました。

今後は、令和8年3月までに、新庁舎建設と中湧別小学校改修に係る実施設計完了に向け、町民の皆様への丁寧な情報発信に努めるとともに、議員の皆様ともしっかり協議をさせていただきたいと思えます。

新庁舎の供用開始はまだ先のことでありますが、本町のまちづくりに必要である行政機能の集約については、一歩ずつではありますが、着実に進めてまいります。

以上、重点施策を述べましたが、令和7年度の主要な事業については、第3期湧別町総合計画の分野別大綱に沿って、その概要をご説明申し上げます。

『安全・安心で快適に暮らし続けられるまちづくり』について申し上げます。

定住促進及び住宅環境については、個人の持家を奨励し、特に子育て世代や転入者に対して手厚い支援を行っており、現在分譲中の第2はまなす団地に加えて、旧湧別小学校跡地に分譲宅地を造成するための測量設計を実施するなど、今後における宅地分譲計画を検討し、引き続き定住促進に取り組んでまいります。

また、民間資金を活用した賃貸住宅や社宅の建設に対し、補助期間を5年間延長して継続した支援を行ってまいります。

空き家対策については、「空家等対策計画」に基づき、除却及び利活用を推進するとともに、空き家所有者の意識啓発を行い、空き家戸数増加の抑制に取り組んでまいりました。

本年度においても、引き続き国の補助制度を活用しながら、空き家対策に取り組んでまいります。

家庭などから排出される一般廃棄物については、ごみの減量が進むように分別の徹底や、リサイクル意識の向上を図るとともに、効率的な収集体制の構築に取り組んでまいります。

高規格道路旭川・紋別自動車道については、遠軽上湧別道路の早期開通、それ以降の新規事業化に向けて、引き続き期成会と共に要望活動を行ってまいります。

町営バスについては、佐呂間町が運行する、ふれあいバス北見線に乗り継ぐことができる中湧別・佐呂間線について、昨年6月より1日2便の運行を開始したところですが、本年度より1便増便し、住民の利便性の向上を図ってまいります。

交通安全については、残念なことに、本年1月30日に死亡交通事故が発生しております。

このため、交通事故死ゼロの新たな目標を300日に設定し、町民の皆様や関係

機関などと連携を図りながら、交通安全思想の普及啓発に努めてまいります。

災害対策については、湧別地区に設置してある屋外防災スピーカー設備を更新するとともに、津波対策として湧別漁港と登栄床漁港に設置してあるライブカメラ3基を更新し、災害伝達機能の強化を図ってまいります。

次に、『豊かな自然と産業がともに息づく活力あふれるまちづくり』について申し上げます。

農業については、生産資材などの価格高止まりによる影響を受け、その環境はますます厳しさを増している状況にありますので、より一層えんゆう農業協同組合及び湧別町農業協同組合との連携を深め、農業振興策を推進してまいります。

家畜排せつ物の処理における環境負荷軽減を目的として、オホーツク湧別バイオガス株式会社が建設中の集中型バイオガスプラントは、本年10月の稼働に向けて順調に工事が進んでおりますので、引き続き支援しバイオマス産業都市構想の具現化を図ってまいります。

漁業については、政府の「日本の水産業を守る政策パッケージ」によりホタテガイをはじめとする水産物の消費拡大や生産維持対策のほか、輸出先の多角化など様々な対策が実行され、主要魚種でありますホタテガイについては、例年同様の順調な漁獲と販売により、今後も国内需要及び海外輸出のさらなる拡大が図られるよう取り組んでいくとともに、引き続き、つくり育てる漁業の推進と漁業生産の安定確保に向け、湧別漁業協同組合と連携し、漁業振興策を推進してまいります。

また、漁協のホタテ玉冷加工場が昨年度から本稼働し、安定した原貝処理と高品質な加工製品の生産により漁業経営の安定化と地域の活性化が図られており、引き続き関係機関と連携し、水産業の成長産業化を推進してまいります。

さらに、漁協が所有する中番屋地区導船物揚場施設の老朽化対策として実施する岸壁の補強・拡張工事に対し支援し、漁業生産の基盤施設の安定的な維持を図り、生産活動を推進してまいります。

林業については、町の総面積の55%を森林が占める広大な資源であり、自然環境保全や森林の持つ多面的機能の持続的発揮が求められ、「植えて、育てて、伐って、また植える」という循環利用を進めておりますので、引き続き町有林の適正な管理を進めてまいります。

また、民有林の振興を図ることを目的として遠軽地区森林組合と連携し、私有林の造林や保育事業など森林整備に対する支援を継続してまいります。

さらに、適切な森林整備による公益的機能の保全や、林業従事者の担い手確保に加え、木材の有効活用、木育活動や緑化意識の高揚も重要な課題です。

このため、国の交付金を活用して、本町の貴重な地域資源である森林を起点

として、新たな森林管理体制を構築するとともに、バイオマスタウンとゼロカーボンシティの実現、地域人材教育の推進を関連づけ、地域に必要とされる活性化策や事業化について調査検討を行う「森林資源活用プロジェクト」を推進してまいります。

商工業については、労働力の確保や後継者不足といった課題に対応するため、中小企業に対する資金調達支援を3年間延長し、積極的に推進するとともに、商工会が実施する事業への支援を強化し、新規起業や事業承継の促進、人材の確保・育成にも力を入れて取り組んでまいります。

また、商工会が実施する、愛町購買事業については、多くの町民の参加により購買意欲の向上につながり、消費喚起対策として成果を上げていることから、本年度は2回実施することとなりましたので、地域経済の活性化のため支援してまいります。

観光については、コロナ禍で低迷していたインバウンド需要がV字回復を遂げ、国内外からの観光需要の増加が見込まれる中、チューリップ公園をはじめとする町内観光施設の魅力を最大限に引き出し、持続可能な観光地づくりを推進してまいります。

さらに、近隣観光地との連携を強化し、広域観光ルートの集客や連携型イベントの実施を通じて、観光客誘致の効果を一層高めてまいります。

地域おこし協力隊については、都会から地方への人の還流、地方における担い手対策として有効な制度であります。

このため、お試し協力隊や協力隊インターン生の受け入れ、新規に隊員を募集するほか、協力隊員が日常生活や業務において不安を感じないように支援してまいります。

さらには、現役隊員と隊員卒業生とのつながりが持てるネットワーク機会を提供してまいります。

次に、『誰もがいきいきと笑顔で暮らせるぬくもりのあるまちづくり』についてであります。

町民の皆様が健康で暮らしていくため、総合健診や予防接種をはじめとした各種保健事業を継続してまいります。

また、地域医療を守り続けるため、町内の医療機関である、ゆうゆう厚生クリニックの照明LED化に対する支援のほか、2次医療機関である遠軽厚生病院に対しても継続して支援いたします。

町内で唯一、入院病床を有する曽我病院に対しまして、入院病床の維持に係る費用を継続して支援するとともに、令和6年度で補助事業が終了となった、医療機器などの整備に対しましても、引き続き支援いたします。

また、町内の歯科医療機関に対する医療施設や医療機器などの整備に対しま

して、新たに支援を行ってまいります。

本年度からは、新たに65歳以上を対象に带状疱疹ワクチンの定期接種が開始されますが、町独自として対象者を拡充し、50歳以上の方から重篤化防止と経済的負担の軽減を図るため、予防接種費用の一部助成を行ってまいります。

母子保健事業については、疾病及び異常の発見と養育環境の評価を早期に行い、適切な支援を図るため、医療機関で実施される1か月児個別健康診査費用の一部を助成する事業を新たに開始し、保護者の費用負担の軽減と早期支援を実施いたします。

また、乳幼児健診及び相談事業のほか、保健師などによる家庭訪問や妊婦のための支援給付事業、育児パッケージプレゼント事業などを通じて、全ての妊婦・子育て世帯に寄り添う伴走型支援を継続して実施いたします。

障がい者福祉サービスについては、「第7期障がい者基本計画・障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」に基づき、障害のある方々が住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう継続して各種事業を実施していくとともに、湧別図書館内のぱすてるにエアコンを設置し、北光福祉会が運営する障害児通所支援事業に対して支援してまいります。

高齢者福祉及び介護保険事業の対象となる65歳以上の高齢者は、本年1月1日現在、3,115人で、去年の同時期より31人減っておりますが、高齢化率は前年度と同じ39.4%と横ばいとなっております。

団塊の世代が全員75歳以上に到達し、国民のおよそ5人に1人が後期高齢者となる中においても、高齢者が住み慣れた地域で、自立した日常生活を送ることができるよう介護事業所や医療機関などと連携を図りながら、支援体制の充実・強化及び健康維持を図るため、介護予防事業や老人会など高齢者への支援を推進してまいります。

高齢者福祉施設については、入所者などへ安全・安心な施設サービスが提供できるよう、湧別福祉会が整備する湧愛園と湧愛園ちゅーりっぷの里の非常用発電設備、及び町内各入所施設に設置するエアコン設備に対して支援してまいります。

次に、『豊かな心とふるさとを愛する心を育むまちづくり』について申し上げます。

学校教育については、令和5年度より校舎の整備を進めてまいりました義務教育学校上湧別学園が本年4月に開校いたします。

このことより、町内全ての学校が義務教育学校となることから、互いに横の連携を強化して本町が目指す小中一貫教育を一層推進してまいります。

学校給食については、食材価格の高騰が続いている状況ではありますが、子育て世代の負担を軽減するため、保護者の皆様にご負担いただいている給食費

を据え置くことといたしております。

湧別高校については、少子化の影響や進学先の選択肢の広がりなどによって入学者数の減少が続いており、1学年2間口を確保するため、できる限りの施策を取り入れなければならないと考えております。

昨年2月に、東京都在住で湧別高校卒業生であられる長谷川氏より、学生寮建設・寄附のお話をいただき、本年3月下旬に工事が着工し、本年9月末に完成する予定であります。

この学生寮は、令和8年度から利用可能となりますので、入寮する生徒や保護者が安心できる生活環境や運営体制を整えてまいります。

さらに、遠方からオープンスクールに参加する中学生及び保護者や、遠方から入学する生徒の入寮・帰省などの交通費に対して支援してまいります。

加えて本年10月には、湧別高校図書室に町営の学習塾を開講いたしますので、充実した受入れ態勢や学習環境などを町内外に広く発信し、進学先として選ばれる高校づくりに取り組んでまいります。

なお、教育委員会の所管行政に関する方針については、この後、教育行政執行方針において、教育長より詳細を申し上げます。

国際交流については、本年6月、ニュージーランド・セルウィン町との友好都市提携から25周年の節目を記念して、訪問団が来町する予定であります。

また、7月には7年ぶりにカナダ・ホワイトコート町から中・高校生訪問団が来町する予定であります。

両訪問団の皆様には、ホームステイを通じ町民との交流を深めていただきたいと存じますし、滞在期間中、記念植樹や歓迎夕食会など記念行事を開催し、カナダ・ホワイトコート町、及びニュージーランド・セルウィン町との友好親善を推進してまいります。

なお、本年度の相互交流事業については、11月にニュージーランド・セルウィン町を訪問する予定であります。

次に、『町民一人ひとりが支え合い助け合う思いやりのあるまちづくり』について申し上げます。

自治基本条例に基づいた町政運営を、職員と一丸となって進めてまいります。

この条例をみんなで守り育て、実効性を高めるため、今年1月に自治推進委員会から受けた提言を基に、条例の推進に向けた取組を行ってまいります。

町民にとって身近なコミュニティである自治会は、人口減少や高齢化に伴い役員の担い手が不足する中、将来的な自治会活動の存続が心配されます。

そのため、持続可能な地域づくりを推進するため、令和4年度より自治会に策定を推進している「地域の活性化計画」について、引き続き地域の皆様と共に取り組んでまいります。

町内には、ベトナムやインドネシアなど300人を超える外国人の方々が生活しており、まちづくりを支える重要な担い手であります。

本年度は、町民の皆様を対象にした日本語学習支援者養成講座の開催や、外国人の方々が日本文化を体験でき、地域の方々と交流できる機会を提供するなど、多文化共生の地域社会を推進してまいります。

ふるさと納税については、都市部への情報発信の強化や寄附受付ポータルサイトの充実のほか、他自治体の取組事例も参考にしながら、特産品の販路拡大、知名度向上を図ってまいります。

さらには、町内事業者が豊富な地域資源を生かした新たな特産品開発、付加価値やイメージアップ向上への取組に対し支援してまいります。

また、企業版ふるさと納税については、本町のまちづくりの考え方や施策を発信するとともに、私の熱い思いに共感していただき、本町を応援していただけるよう取り組んでまいります。

eスポーツについては、ステップを踏みながら取り組んできており、本年度で3年を迎えます。

本年度は、湧別高校eスポーツ部の部活動支援などこれまでの取組に加え、プロプレイヤーの招聘や、町内外から参加者を募り、臨場感あふれる大会を開催して、将来のeスポーツスタジオ開設に向けた気運醸成、eスポーツ文化の定着に取り組んでまいります。

広報活動については、広報ゆうべつやホームページ、インスタグラムを活用しながら、行政情報と魅力の発信に努めてまいります。

また、町の公式ラインは、災害情報などに発信情報を限定しておりますが、各種事業のカレンダー予約や相談、ごみ分別などの自動回答、必要とする情報だけを受け取ることでできる機能などを拡張するとともに、町ホームページと連携させ、知りたい情報をよりスムーズに検索できるよう利便性の向上を図ってまいります。

広聴活動については、地域担当スタッフ制度や、まちづくり懇談会、町長への手紙、ふれあいトーク、いつでもカフェなど、町民が様々な形で町政に参加できる機会を提供してまいります。

将来にわたって持続可能な行政運営を図るため、「第3次行政改革大綱」に基づき、PDCAサイクルにより事務・事業の実施プロセスや成果の検証を行い、効率的で効果的な行政運営に努めてまいります。

また、働き方の多様化などによって、正職員や会計年度任用職員など雇用形態を問わず、新規採用が年々困難になるとともに、中途退職も増加傾向にありますので、質の高い行政サービスを維持・向上していくために、広域的な社会人採用や、研修への積極的な参加を進めるとともに、本年度も文部科学省に職

員1名を派遣し、人材育成を図ってまいります。

また、職員のウェルビーイングの実現も大切でありますので、労働環境の向上に努めてまいります。

新年度予算は、限られた財源と我が町の保有する資源を有効に活用し、町民の福祉向上を最優先と考え、住民生活の安定と町の持続的発展に向け、冒頭で述べました「中心市街地の活性化」「子育て支援」などの5つの施策に重点を置いて編成いたしました。

なお、予算編成内容については、各会計予算書によりご説明申し上げますのでご理解願います。

令和7年度における各会計の予算については、

一般会計	108億8,700万円
国民健康保険特別会計	14億5,030万円
後期高齢者医療特別会計	1億8,150万円
介護保険特別会計	11億5,820万円
水道事業会計	3億2,390万円
簡易水道事業会計	1億5,340万円
下水道事業会計	6億2,910万円
7会計 合わせまして	147億8,340万円

となりました。

以上、令和7年度の町政執行に臨む私の所信を述べさせていただきました。

私たちには、長い湧別町の歴史の中で、先人たちが守り育ててきた豊かな自然や、築き上げてきた歴史・文化を次の世代へ引き継いでいく責任があります。

人口減少社会という地方自治体にとっては大変厳しい社会情勢にあっても、ここに住んでいてよかった、ここに住んでみたいと思っただけの魅力的な町を築いていくために、第3期湧別町総合計画の理念であります「人と自然が輝くオホーツクのまち」の実現を目指し、職員一丸となって本計画に掲げる施策の実行に邁進してまいります。

職員を含めた私たちが、町民の皆様と接する上で最も大切にすべきことは、自分達が誠実に正しい仕事をしているという気持ち、町民の皆さまの信頼を得て、さらに私たちの働くエネルギーとなるということだと考えており、私自身、リーダーシップを持って、強い気持ちで誠実に取り組んでまいりますので、町民の皆様、並びに議員の皆様の一層のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

○議長 これで町政執行方針は終わりました。

暫時休憩いたします。

休 憩 宣 告（14：00）

再 開 宣 告（１４：１０）

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14、教育長より令和7年度教育行政執行方針の申出がありますので、これを許します。

教育長。

○教 育 長 令和7年第1回湧別町議会定例会の開会に当たり、教育委員会の所管行政に関する主要な方針を申し上げます。

急速に変化する社会、また予想が難しい将来に立ち向かっていくためには、子供たちは自ら考え、判断し行動できる、生きる力を身につける必要があります。児童生徒の個々の可能性を引き出し、能力を磨くと同時に他者と関わり、互いに協力しながら学び合い成長していくことが大切です。

また、子供から高齢者まで生涯にわたって教育活動が継続できる環境を整備していく必要があります。全ての町民が喜びを感じながら継続的に学べる機会を提供していくことが重要であります。

教育委員会といたしましては、学校教育の柱を「知」・「情」・「意」・「体」・「郷土」と定めて、子供たちに、確かな学力、豊かな人間性、自らを律する心、健康と体力、郷土を愛し守る心をバランスよく育ててまいります。

社会教育にあつては、基本理念を「ふるさとを知り、ふるさとを好きになり、ふるさとを守り育てる」と定め、町民一人一人が、心の豊かさや生きがいを持ち生活するために、いつでも、どこでも、誰もが学ぶことのできる生涯学習社会の実現に努めてまいります。

このような考えの下、湧別町教育目標を

- 1 社会に参画できる実践的な能力を育む
- 2 自他を尊重し、共に支える豊かな心を育む
- 3 自らを律し、自ら行動する積極的な心を育む
- 4 健やかな体と生命を尊ぶ心を育む
- 5 自然・環境を守り、伝統と文化を尊重し、郷土を愛する態度を育む

5つの教育目標を制定し、令和7年度に取り組む重点施策について申し上げます。

第1は、「小中一貫教育の推進について」であります。

今年は本町全ての学校が義務教育学校になる最初の年になります。湧別町の新しい教育を創造する節目の年として、互いに連携を図りつつ、それぞれの学校の特色を生かした学校づくりを推進し、教職員が一丸となって9年間の学びに責任を持つ学校づくりを進めてまいります。

小中一貫教育を進める上で、子供同士が理解し合い、頼り合えるなどお互いに安心できる人間関係を築ける学校づくりが重要であります。「一人残らず全て

の子どもの学ぶ権利を保障する」「どの子どもも安心して学ぶことができる環境を創る」という理念に基づき、全ての教職員が9年間の全体像を把握し、互いに協力しながら学習指導や生徒指導などの教育活動に取り組みながら子供たちを守り育てる、学校づくりを行ってまいります。

また、幼児期から前期課程へ学びを接続することも重要であります。幼保小期間の教育の充実のため、こども園や保育所と互いに連携と交流を図れるよう検討してまいります。

第2は、「学力向上の取り組みについて」であります。

昨年度の本町の全国学力・学習状況調査での平均正答率は、小学校が全国平均とおおむね同等程度であります。中学校では全国平均に比べ低い状況にあるものの、これまで各学校において取り組んでいる、学び合いのある学びが一定程度の成果を見せております。本年は基礎学力の定着や思考・判断・表現力を養うため、主体的・対話的で深い学びの授業に取り組み、湧別町全体の学力向上を図ってまいります。

また、北海道大学大学院教育学研究院の支援により取り組んでまいりました、学びの共同体の授業スタイルを全ての義務教育学校で取り入れ、「湧別町学校力向上プラン」をより一層推進していくとともに、湧別町型学び合いのある学びを充実させ、子供誰一人も一人にせず、どの子供も安心して学ぶことができる学校づくりに取り組んでまいります。

第3は、「ICT教育について」であります。

現在GIGAスクール構想により整備された1人1台端末を使った学習は日常のこととなり、児童生徒は他の文房具と同じようにタブレットを使いこなしております。タブレットを活用することで、学習がより一層充実するとともに、個別最適な学びと協働的な学びを実現し、全ての子供たちの可能性を引き出すための基本的ツールとなるよう、引き続き活用を推進してまいります。

また、デジタル教科書やグーグルワークスペースなどをタブレットで活用することにより、より深い学びや聞き合い学び合いを促進し、子供たちにとって最適な学習環境が実現するよう努めてまいります。

第4は、「安全・安心な学校づくりについて」であります。

感染症や様々な理由により、児童生徒が通常のエデュケーション活動を行えなくなった場合でも、オンライン授業やタブレットの持ち帰りを行い、子供たちの学びを確実に保障し学びを止めない対策を行ってまいります。

暑さ対策については上湧別学園が開校することにより、町内全ての学校にエアコンが設置されますので、安全安心な教育環境の下、子供たちの健康を守る体制を整備してまいります。

登下校の安全確保については、「湧別町通学路交通安全プログラム」に基づき、

危険箇所の早期発見、点検を実施するとともに、自転車通学者にはヘルメット着用を義務づけるなど、児童生徒の交通安全に努めてまいります。

第5は、「豊かな心と健やかな体の育成について」であります。

子供たちが互いのよさを認め、話し合い聞き合うことにより他者の意見や立場を理解し認め、社会の一員として心豊かに成長できるよう、指導の充実を図ってまいります。

いじめにつきましましては、決して許されない行為であるとともに、どの児童生徒にも起こり得るものであることを十分認識し、児童・生徒、保護者及び教職員に対し定期的なアンケート調査を行うなど、積極的認知に努め、早期発見と素早い対応を行うことで、児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、家庭や関係機関と連携して取り組んでまいります。

不登校については、日頃より児童生徒を注意深く見守りながら教育相談の体制を強化し、家庭や関係機関と連携を図り早期解決に努めてまいります。また、子供一人一人が、学校に行きたい、みんなと過ごしたいと思えるような、よりよい集団をつくるため、教職員による居場所づくりと、教職員、子供による絆づくりに努め、安心して学校生活が送れるよう努めてまいります。

第6は、「特別支援教育について」であります。

インクルーシブ教育の理念を基に、支援を必要とする児童生徒個々に応じた支援を行うため、本年度は通級指導教室を上湧別学園にも設置し、ゆうべつ学園と上湧別学園の2校で開設するとともに、芭露学園についてはゆうべつ学園から教員が巡回して通級指導を実施してまいります。

また、特別支援教育支援員を増員し、児童が安全で安心して学校生活を送れるよう環境を整えるとともに、手厚く細やかな支援を行ってまいります。

第7は、「中高一貫教育について」であります。

「地域の子は地域で育てる」の理念の下、生徒たちが6年間を通して生き生きと学ぶためにこれまでも中高一貫教育を推進してまいりました。

しかし、教育環境の変化や湧別高校への進学率の低迷などにより、昨年度より連携の柱を「主体的・対話的な教科学習」「地域と連携した探求的活動」に改め、深い学びや地域参画力を養い、問題解決能力を身につけるための取組を行っております。本年度は、町内全ての学校が義務教育学校となりますが、この取組を継続し、新たな義務教育学校と高等学校との一貫教育を推進してまいります。

第8は、「北海道湧別高等学校への支援について」であります。

湧別高校の魅力化と入学者数の増加を図るため、北海道湧別高等学校存続対策事業を継続して実施してまいります。湧別高校で取り組んでおります探究活動「未来計画」や生徒会活動をはじめ、学力向上推進事業への支援を継続して

行ってまいります。

また、本年度は新たに生徒の全国募集事業「みらい留学」へ体験入学する参加者への交通費の支援を行ってまいります。

第9は、「国際理解教育の推進について」であります。

全ての学校において外国語指導助手の派遣回数を増やし、生きた英語や異文化を学ぶ授業を支援するほか、引き続き英検チャレンジ事業を実施して英語検定資格の取得を目指してまいります。

国際交流活動については、友好都市であるカナダ・ホワイトコート町及びニュージーランド・セルウィン町との交換留学事業を継続して行い、相互交流事業については、ニュージーランドへの派遣を実施いたします。また本年度は、7年ぶりにカナダ・ホワイトコート町から生徒とその保護者から成る訪問団が来町する予定であります。中高生はもちろんのこと多くの町民の方々が異文化に触れ、交流できる事業や歓迎夕食会などを催し、両町のさらなる友好交流の発展に努めてまいります。

第10は、「学校給食センターの運営について」であります。

学校給食については、施設内の衛生管理を徹底し、地場産や北海道産の食材を優先的に使用した栄養バランスの優れた給食を提供してまいります。

また、食育については、食の大切さや食に関する正しい知識と食習慣を身につけるための栄養教諭による指導を行ってまいります。

本年度の給食費については、賄い材料費の高騰が続いておりますが、昨年同額に据置きとし1食当たり前期課程247円、後期課程285円で提供してまいります。

施設整備につきましては、厨房の床改修工事、空調設備改修工事を実施し、安定した給食の提供に努めてまいります。

第11は、「社会教育の振興について」であります。

「第3次湧別町社会教育中期計画」で定めた基本理念「人、自然、ふるさとから学び、地域と共に生きる」に基づき、子供から高齢者まで全ての町民が心身ともに健やかで充実した生活が営めるよう、それぞれのライフステージに応じた取組を進めてまいります。

家庭教育については、全ての教育の出発点であり、子供の基本的な生活習慣や自立心の育成、心身の調和の取れた発達を図る上で重要な役割を担っております。

これまで、家庭教育についての学習機会の場として家庭教育研修会を開催しておりますが、近年では地域とのつながりや人間関係の希薄化により、子育ての悩みや不安を抱えたまま孤立してしまう家庭が少なくありません。

このため、子育て世代包括支援センターと連携を密にし、家庭教育や子育て

に関する情報提供や気軽に相談できる体制づくりに努めるとともに、家庭教育研修会が学習機会の場としてだけではなく、保護者同士のネットワークが広がるような研修になるよう努めてまいります。

また、親子で参加できる体験学習などの実施にも努めてまいります。

青少年教育については、次代を担う全ての子供たちが心身ともに心豊かに成長することは、いつの時代においても変わることのない願いであります。

このため、小学生を対象に実施しております児童宿泊研修会やリーダー研修会などの自然体験や集団生活体験を通して健全な生活習慣を身につける機会を提供するとともに、青少年指導センターと連携し、ミニバレーボール大会やフットベースボール交流会など、子供たちの全町的な交流機会の提供に努めてまいります。また、中高生リーダーの養成と活用にも努めてまいります。

さらに、友好都市である新篠津村との交流事業は、本年度は新篠津村を舞台に開催し、友好と交流の輪を広げてまいります。

青年団体協議会は、各種イベントへの参加協力など地域に根差した活動を積極的に展開しておりますので、今後も自主性を尊重しながら活動の支援に努めてまいります。

成人教育については、興味関心が多様化する世代であることから、幅広い学習ニーズに応える学習機会の提供と、学習意欲を喚起することが必要でありますので、成人期に求められるニーズや今日的課題に応じた学習機会の提供に努めてまいります。

町民有志により実行委員会を組織し開催しております町民大学については、貴重な学びの場を提供いただいておりますので、引き続きその活動支援に努めてまいります。

また、町民自ら企画実施する自主事業についても、生涯学習振興奨励事業補助金により町民の自主的・自発的な学習活動を支援してまいります。

高齢者教育については、誰もが生涯を通じて学び、豊かな知識・技術・経験を生かせる学習活動の場として、チューリップ生きがい大学やアクティブシニアをターゲットにしたシニア短期大学事業を提供し、高齢者の生きがいと仲間づくりにつながる学習の場を支援してまいります。

社会教育施設については、生涯学習活動の拠点として必要不可欠なものでありますので、町民が安全・安心かつ快適に各施設を利用できるよう、適切な維持管理に努めてまいります。

本年度は、文化センターTOMの外壁改修のほか、湧別プールの鉄骨塗装などを行います。

第12は、「スポーツの振興について」であります。

スポーツ活動は、誰もが心身ともに健康で充実した生活を送り、活力ある健

全な社会を形成するために大きな役割を担っております。

このことから、本年度においても体育協会をはじめスポーツ少年団や自治会などと連携し、年齢層に応じたスポーツ教室や大会を開催し、生涯にわたってスポーツに親しむ機会の拡充に努めてまいります。

運動指導職員による運動・トレーニング教室については、町民ニーズを踏まえ指導回数を増やすとともに、定期的に運動指導・運動相談を行うことで町民の運動不足の解消と、福祉課と連携した運動教室の指導にも努めてまいります。

令和5年度に締結したレバンガ北海道との包括連携協定に基づき、本年度からスポーツ少年団、義務教育学校及び高校のバスケットボール部を対象にレバンガ北海道のアカデミーコーチを年間通して招聘し指導してもらうことで、選手のスキル向上とスポーツの楽しさを実感できる取組を進めてまいります。

チャレンジデーについては、これまで運動・スポーツ、健康づくりを習慣化し、きっかけづくりを目的に取り組んできましたが、多くの町民に参加いただけるよう内容の充実に努めてまいります。

スポーツ大会の開催や合宿を誘致することは、スポーツの普及や振興だけでなく交流人口の増加や経済効果など、地域の活性化につながることを期待されますので、本年度もサロマ湖100kmウルトラマラソンや上野カップ少年柔道大会を開催するとともに、合宿の誘致にも取り組んでまいります。

第13は、「芸術文化の振興について」であります。

町民が潤いと豊かさに満ちた人生を送るためにも、芸術文化が日常生活の中で身近な存在であることが大切です。

このため、子供から大人まで幅広い年代に対して優れた芸術文化に触れる機会を提供するとともに、良いもの見よう聞こう会などの町民有志団体が企画する芸術鑑賞会に対して支援してまいります。

個人の文化活動については、各講座への参加の周知・啓発と文化連盟をはじめとする文化サークル活動に対して継続的に支援しながら、町民が芸術や文化に触れる機会を創出してまいります。

また、文化センターさざ波には、展示専用のギャラリーがありますので、創作活動の発表の機会の場として多くの町民に活用してもらうようPRにも努めてまいります。

第14は、「部活動の地域移行について」であります。

部活動の地域移行については、令和6年度に実施した児童・生徒、保護者及び教員への意向調査の結果、7割が休日の地域移行には賛成しているものの、指導者などの人材確保や指導体制について問題意識が高い傾向にあります。

そのため、関係団体や地域人材との連携の下、意向調査や種目ごとの実情を踏まえ、令和8年度より休日における部活動の地域移行に向け、引き続き、湧

別町部活動地域移行検討委員会において検討を進めるとともに、教員の部活動指導を補完する部活動指導員の確保に努めてまいります。

第15は、「博物館及び文化財保護活動について」であります。

ふるさと館 J R Y・郷土館については、収蔵資料の整理を進め、適正な保存に努めてまいります。また、資料や遺跡を活用した学校教育との連携による博物館学習を継続し、子供たちが歴史文化に触れる機会を提供してまいります。

文化財については、遺跡を保護し、次世代に伝えていく必要があります。

平成30年度より実施してきた北海道指定史跡「シブノツナイ竪穴住居跡」の調査は、現地での発掘作業が終了しましたので、総括報告書を作成いたします。内容については、調査検討委員会、文化庁などから意見を聞いて進めてまいります。

第16は、「図書館活動の振興について」であります。

図書館については、学習活動の重要な拠点であります。そのため、本の購入、展示、質問への対応などの図書館機能の充実に努めてまいります。

子供の読書機会を増やすため、ブックスタート事業、学校図書支援、移動図書館車運行、さらには各ボランティアとの協働による読み聞かせ会などの読書機会の提供を行い、読書普及活動の推進に努めてまいります。

また、図書館システムの安定的運用のため、機材とシステムの更新を行います。

以上、令和7年度の教育委員会の所管行政に関する執行方針を申し上げます。

教育委員会では、町民が生涯学び続ける環境づくりのため、職員一丸となり教育振興に取り組みますので、町民の皆様及び議員並びに教育関係者のご理解とご協力を心からお願いを申し上げます。令和7年度教育行政執行方針といたします。

○議長 これで教育行政執行方針は終わりました。

日程第15、議案第8号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第8号 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

○議長 提案者の説明を求めます。

総務課長。

(総務課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第16、議案第9号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第9号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

○議 長 提案者の説明を求めます。

総務課長。

(総務課長提案理由説明)

○議 長 これから質疑を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第17、議案第10号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第10号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

○議 長 提案者の説明を求めます。

住民税務課長。

(住民税務課長提案理由説明)

○議 長 これから質疑を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第18、議案第11号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第11号 湧別町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

○議 長 提案者の説明を求めます。

健康こども課児童支援担当課長。

(健康こども課児童支援担当課長提案理由説明)

○議 長 これから質疑を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第19、議案第12号及び日程第20、議案第13号については関連性がありますので、一括議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第12号 湧別町保育所条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第13号 湧別町立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について。

○議 長 提案者の説明を求めます。

健康こども課児童支援担当課長。

(健康こども課児童支援担当課長提案理由説明)

○議長 これから議案第12号及び議案第13号について質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、議案第12号の討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第13号の討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩宣告(15:13)

再開宣告(15:25)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第21、議案第14号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第14号 湧別町職員の旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について。

○議長 提案者の説明を求めます。

総務課長。

(総務課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第22、議案第15号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第15号 湧別町学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について。

○議長 提案者の説明を求めます。

教育総務課参事。

(教育総務課参事提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第23、議案第16号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第16号 湧別町寿の家及び福祉の家条例及び湧別町地区会館条例の一部を改正する条例の制定について。

○議長 提案者の説明を求めます。

総務課長。

(総務課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第24、議案第17号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第17号 湧別町営バス運行条例の一部を改正する条例の制定について。

○議長 提案者の説明を求めます。

住民税務課長。

(住民税務課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

3番、加藤君。

○3番 1点だけお聞かせ願いたいと思います。

80ページの佐呂間線の便数の追加なのですが、これは現況どのような程度の利用状況になっているのか。そして、これは私の考えなのですが、大変喜ばれる改正ではないかなと思っているのですが、どういうふうに変わっていくのかお聞かせ願いたいと思いますが。

○議長 住民税務課長。

○住民税務課長 加藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

現行の運用状況ということですが、6月から運行をしてございまして、1月末までの利用実績でご答弁させていただきたいと思います。運行便数は44便運行してございまして、利用人数は57人という結果で、現金収入7,230円ということでご利用をいただいております。

それから、今回の第3便の追加については、接続の関係でのご質問ということで捉えてよろしいでしょうか。今は第1便、第2便しか運行してございませんが、第3便を運行することによって佐呂間町ふれあいバス北見線の第2便が14時16分に北見赤十字病院発となってございます。ですので、3時12分に佐呂間町のバスターミナルに着きますが、これを迎えに行けるような時間帯での運行となります。ちなみに、その後佐呂間町ふれあいバス北見線につきましては、第3便が15時25分に佐呂間を出発して北見に向かうということでございますので、2便の迎えと3便の送りに当たる便が追加になるということで、午後から昼をまたいでお買物なり、それから診療なり受けた後、薬をもらう時間がないとかというようなことがないような配慮とさせていただいておりますので、その

点ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 3 番、加藤君。

○3 番 内容よく分かりました。現在北見の小林病院が経営者が替わっていろいろ不便を来しているというお話をよく聞くのです。それで、北見の日赤に通いたいという、切実なそういう訴えかけもありますので、この制度を有効に利用するために広報活動をこれからどのように展開してまいるのかお聞かせ願いたいと思います。

○議 長 住民税務課長。

○住民税務課長 特別な広報活動ということは考えてございませんが、かわらばんの発行、あるいはホームページ、それから地域スタッフを通じて、そういうお知らせをして努めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 ほかに質疑ございませんか。

○全 員 (な し)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第25、議案第18号及び日程第26、議案第19号については関連性がありますので、一括議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第18号 湧別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第19号 湧別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

○議 長 提案者の説明を求めます。

健康こども課児童支援担当課長。

(健康こども課児童支援担当課長提案理由説明)

○議 長 これから議案第18号及び議案第19号について質疑を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、議案第18号の討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第19号の討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり決定いたしました。

日程第27、議案第20号及び日程第28、議案第21号については関連性がありますので、一括議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第20号 湧別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第21号 湧別町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

○議 長 提案者の説明を求めます。

福祉課長。

(福祉課長提案理由説明)

○議 長 これから議案第20号及び議案第21号について質疑を行います。

1 番、関野君。

○1 番 議案第21号、ちょっとお伺いします。

包括支援センターの現在定員、定数は何名で、今何人在籍しておられるのか教えてください。

○議 長 福祉課長。

○福祉課長 答弁が遅くなり、申し訳ございません。

地域包括支援センターの定員という部分につきましては、こちらのほう定まってはございませんが、地域包括支援センターの職員の最低人数というのがございまして、第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置

く職員というのが決まっております、保健師その他これに準ずる者が1人、社会福祉士その他これに準ずる者が1人、主任介護支援専門員その他にこれに準ずる者を1人、これが置かなければいけないということになってございます。それで、本町の地域包括支援センターにつきましては、職員につきましては正職員が6名、それに会計年度任用職員が1名おりますので、合計7名という配置になってございますので、ご理解のほうお願いいたします。

○議長 長 ほかにありませんか。

○全員 (なし)

○議長 長 これで質疑を終わります。

質疑を終結し、議案第20号の討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第21号の討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり決定いたしました。

日程第29、議案第22号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第22号 湧別町過疎地域持続的発展計画の変更について。

○議長 長 提案者の説明を求めます。

企画財政課長。

(企画財政課長提案理由説明)

○議長 長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第30、議案第23号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第23号 新町まちづくりビジョン（新町基本計画）の変更について。

○議長 長 提案者の説明を求めます。

企画財政課長。

(企画財政課長提案理由説明)

○議長 長 これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○全員 (なし)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第31、議案第24号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第24号 町道の路線認定について。

○議長 長 提案者の説明を求めます。

建設課長。

(建設課長提案理由説明)

○議長 長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご

異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第32、議案第25号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第25号 町道の路線変更について。

○議 長 提案者の説明を求めます。

建設課長。

(建設課長提案理由説明)

○議 長 これから質疑を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

お諮りします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたしたいと思います。明日は午前10時から再開いたします。これにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれにて散会することとし、明日は午前10時から再開することに決定いたしました。

本日は、これで散会いたします。

散 会 宣 告 (1 6 : 2 9)

この会議録は書記をして記録されたものであり、この内容が真実であることを証するため、ここに署名する。

湧別町議会 議長 村田一志

湧別町議会 議員 加藤政弘

湧別町議会 議員 村川 勝彦